

ターミナルサポート事業について

1. 目的

ターミナルサポート事業は、品川区社会福祉協議会が、一人暮らし等で親族の支援を受けられない状況において余命宣告された場合など、生活全般の備えに対する準備期間が限られている方に、様々な側面からサポートする仕組みを創設し、安心して終末期を迎えられるよう支援することを目的とする。

2. 対象者

- ・原則、品川区内に居住するおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者又は障害者であって家族の支援を受けられない者
- ・事業の契約内容について判断し得る能力を有している者
- ・事業の費用や利用料を負担する資力を有している者
- ・終末期を迎える準備期間が限られている者

3. 事業内容

(1) 生前事務委任契約

① 病院入院支援

1) 入院時

入院の際の契約支援や入院生活中での医師等の説明時の同席および本人に代わっての必要物品の準備・入院費用支払い

2) 退院時

退院や転院が決まった際の調整、退院当日の付添いや病室荷物の引取り、清算手続きの支援

② 施設入所支援

1) 入所時

入所の際の契約支援や入所生活でのサービス計画などの説明時同席および本人に代わっての必要物品の準備・入所費用支払い

2) 退所時

退所や転所が決まった際の調整、退院当日の付添いや病室荷物の引取り、清算手続きの支援

③ 在宅生活支援

定期的に電話連絡や自宅訪問により、本人の健康状態、生活状況の確認、また本人の健康状態に応じて、医療・介護関係機関と連携しての必要な支援

④ 不動産管理

本人が入院等で管理できない場合など、家賃や管理費等の収受・支払や郵便物の確認などの対応

⑤ 書類預かり保管

重要な通帳、書類の契約金融機関の貸金庫での預かり

(2) 死後事務委任契約

① 死後直後から火葬までの支援

本人死亡の際の連絡を受け、遺体引取りの手配、葬儀社との打ち合せ、指定された方への連絡、火葬の実施・参列、菩提寺との調整

② 納骨・埋葬支援

- 1) 菩提寺・納骨堂が決まっている場合
菩提寺・納骨堂への遺骨搬送、墓前の準備、納骨までの支援
- 2) 菩提寺・納骨堂が決まっていない場合
区内の合葬墓（養玉院如来寺）への遺骨搬送、墓前の準備、納骨までの支援
- ③賃貸住宅の解約明け渡し
賃貸住宅を契約している場合、家財処分から明け渡し手続きまでの支援
- ④管理財産の引渡し・総合調整
相続人調査の確定後に連絡の上、管理財産引渡し

4. 利用料等

- (1) 生前事務委任契約 契約手続支援料 100,000円

本人のご要望にあわせて必要な費用を、契約時に徴収する。

実施内容	利用料（月額）	その他の実費
病院入院支援 （不動産管理含む）	40,000円	例）入院保証金、入院費用 家賃、管理費等
施設入所支援 （不動産管理含む）	40,000円	例）入居金、入所費用 家賃、管理費等
在宅生活支援 （不動産管理含む）	40,000円	例）在宅医療費等 家賃、管理費等
書類預かり保管	2,000円	

- (2) 死後事務委任契約 必要な費用は契約時に預託金として預かる。

死亡時に必要な費用を預託金から支払う。費用の精算後の余剰金については、相続人等に返還する。過不足が生じた場合には、相続人等から徴収する。

実施内容	利用料	その他の実費
死後直後から火葬までの支援	100,000円	例） 入院費、施設費等 火葬（直葬）費用等
納骨・埋葬支援 菩提寺決まっている場合	50,000円	例） 戒名、お布施、永代供養料、 墓石（石屋）、遺骨保管料、 遺骨搬送交通費等
菩提寺決まっていない場合	50,000円	合葬墓100,000円 （事務手続、遺骨搬送費、 墓前の準備、管理料、永代供 養含む）
賃貸住宅の解約明け渡し	20,000円	例）家財処分費、不動産業者 委託費100,000円
管理財産の引渡し・総合調整	200,000円	例）戸籍調査費、 外部専門家委託費等